

# 知事交際費の執行及び公表に関する基準

## 1 この基準の目的

知事交際費（副知事交際費を含む。以下同じ。）の執行に関する基準を定め、県政関係者との円滑な交際に資するとともに、公表に関する基準を定め、県民の知事交際費に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

## 2 執行に関する基準

（１）支出項目及び支出限度額（消費税額を除く。）は、次のとおりとする。

ア 弔慰

（ア）供花又は楡 2万円（地域の慣習による。）

（イ）香料 1万円（供花等を辞退される場合において香料の受取があるときに限る。）

イ 慶祝 1万円

ウ 会費 応分負担額

エ 見舞い 5千円

オ 名刺 所要額

（２）（１）にかかわらず、特段の事情がある場合は、社会通念上妥当な範囲内で支出するものとする。

## 3 公表に関する基準

（１）知事交際費の執行状況について、支出年月日、支出項目、支出目的及び支出金額を公表する。

（２）公表は、県政情報センターにおいて閲覧に供するほか、奈良県ホームページに掲載する方法によるものとする。

## 4 施行期日

（１）この基準は、平成19年12月13日から施行する。

（２）3の規定は、平成19年5月3日以降の知事交際費の執行状況について適用する。